退職等年金給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針について

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成27年政令第344号。以下「平成27年国共済整備政令」という。)の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号。以下「改正後国共済施行令」という。)第9条の2第1項及び平成27年国共済整備政令附則第2条第1項の規定に基づき、退職等年金給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針(以下「退職等年金給付積立金管理運用指針」という。)を次のように定め、平成27年10月1日から適用することとしたので、改正後国共済施行令第9条の2第3項及び平成27年国共済整備政令附則第2条第1項の規定に基づき公表する。

退職等年金給付積立金管理運用指針

第1 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針

- 1 積立金(国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下「法」という。)第 21条第2項第2号ハに規定する積立金をいう。以下同じ。)の運用は、積立金が国家 公務員共済組合の組合員から徴収された掛金の一部であり、かつ、将来の退職等年金 給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、法の目的に沿って、専ら国家 公務員共済組合の組合員の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行う ことにより、将来にわたって、退職等年金給付事業の運営の安定に資することを目的 として行うこと。
- 2 積立金の運用は、退職等年金給付事業の財政上の諸前提を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保しつつ、必要となる積立金の運用利回りを、最低限のリスクで確保することを目的として行うこと。

なお、退職等年金給付制度が、制度発足後当分の間は積立金の規模が小さいこと、 保険料の追加拠出リスクを抑制するために給付設計にキャッシュバランス方式を採用 していること、保険料に上限を設けていること、基準利率の指標は国債の利回りを基 礎としていること、といった制度の特性を踏まえ、積立金の運用に際しては過度にリ スクをとらないよう留意すること。

第2 積立金の管理及び運用に関し国家公務員共済組合連合会が遵守すべき基本的な事項 1 国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)は、積立金の管理及び運用を 適切に行うため、本指針に適合するように、基本ポートフォリオを含む法第35条の3 第1項に規定する退職等年金給付積立金管理運用方針(以下「退職等年金給付積立金管理運用方針」という。)を定めること。その際、基本ポートフォリオについては、積立金等の今後の見通しと整合的な形でのリスク検証を行うこと。

- 2 連合会は、本指針が変更されたときその他必要があると認めるときは、退職等年金 給付積立金管理運用方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない こと。特に、基本ポートフォリオについては、策定時に想定した運用環境が現実から 乖離していないか等についての検証を定期的に行い、必要に応じ、随時見直すこと。
- 3 連合会が基本ポートフォリオを定めるに当たっては、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮すること。その際、今後の経済状況の見通し等を踏まえ、フォワード・ルッキングなリスク分析を行うこと。
- 4 連合会は、本指針及び退職等年金給付積立金管理運用方針に従って積立金の管理及び運用を行わなければならないこと。
- 5 連合会は、第1の1及び2における目的に基づき積立金の運用を行うに際して、金 利リスク、流動性リスク、信用リスク等の各種リスクについて留意し、リスク管理に 努めること。
- 6 連合会による積立金の運用に当たっては、退職等年金給付に係る資産の規模に応じ、 市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないよう努める とともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。
- 7 連合会は、退職等年金給付事業の財政の見通し及び収支状況を踏まえ、制度施行後間もないことに留意しつつ、年金給付等に支障を生じさせることがないよう、年金給付等に必要な流動性を確保すること。
- 8 連合会は、必要となる運用利回りを確保することができるよう、必要に応じ、運用手法の見直しを進めること。

第3 積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

1 積立金の投資対象資産は、当該制度の特性を踏まえ、安定した収益を獲得できることが見込まれるものを選択するように努めること。

なお、必要に応じて、前記の条件を満たすような代替資産を投資対象資産として活用すること。

2 連合会は、積立金の運用に関し、より効率的な運用の観点から、積立金、厚生年金保険給付積立金(法第21条第2項第1号ハに規定する積立金をいう。)及び経過的長期給付積立金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)附則第49条の2の規定する積立金をいう。)については、必要に応じて合同して運用すること。

第4 その他退職等年金給付積立金の管理及び運用に関する重要事項

1 連合会は、積立金の運用の状況については、原則として簿価評価し、必要となる運用利回りによる評価を行うこと。

- 2 連合会は、積立金の運用に対する組合員の理解を促進するため、組合員に対する情報公開及び広報活動を積極的に行うこと。特に、連合会が作成する業務概況書については、分かりやすいものとなるよう工夫すること。
- 3 連合会は、受託者責任を徹底するための機能を確保するとともに、業務を的確に遂 行する上で必要となる人材の確保に努めること。
- 4 連合会は、積立金の運用に係る業務の実施に関して、必要な情報の提供を行う等、 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第38条の2第1項に規定する地 方公務員共済組合連合会と相互に連携を図りながら協力するよう努めること。
- 5 連合会は、退職等年金給付積立金管理運用方針等の積立金の管理及び運用に関する 重要事項の策定及び改定等について、外部の学識経験者等の活用に努めること。
- 6 財務大臣は、退職等年金分掛金(法第100条第2項に規定する退職等年金分掛金をいう。)の計算に伴い財政の見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、 本指針に検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。

(以 上)